

# V. 情報・案内

## 基準の適用対象

「Ⅰ.公共建築物」「Ⅱ.道路」「Ⅲ.公園」「Ⅳ.公共交通機関」の各項において対象となる施設を基準の適用対象とします。

## 出典凡例

【政令】	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（建築物移動等円滑化基準）
【交通省令】	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準）
【建築標準（表題）】	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
【市道路条例】	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（名古屋市）
【市公園条例】	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（名古屋市）
【道路ガ（表題）】	道路の移動等円滑化整備ガイドライン
【公園ガ（表題）標】	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの「標準的な整備内容」
【公園ガ（表題）望】	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの「望ましい整備内容」
【旅客ガ（表題）標】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）の「標準的な整備内容」
【旅客ガ（表題）望】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）の「望ましい整備内容」
【県規則】	人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（愛知県）
【県指針（表題）】	人にやさしい街づくり望ましい整備指針（愛知県）

本指針においては、同じ〇の基準の中でも「～することが望ましい」という表現を用いていない内容は「標準的な整備内容」であり、「望ましい整備内容」より優先して整備するものである。

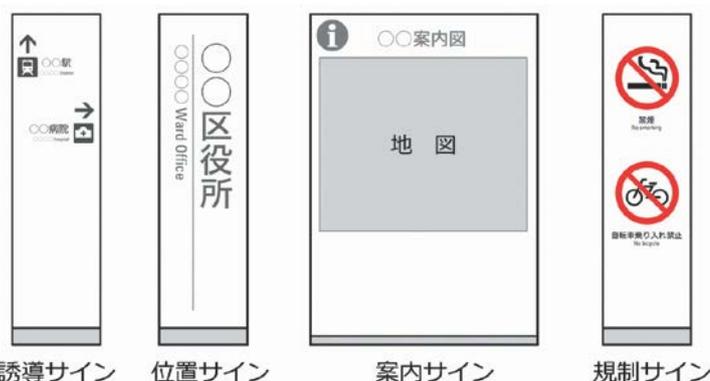
# A-1 サインシステム

## 整備の基本的な考え方

サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。

- ・ 誘導サイン：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
- ・ 位置サイン：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
- ・ 案内サイン：位置関係等を案内するのに必要なサイン
- ・ 規制サイン：利用者の行動を規制するのに必要なサイン

図 V-1 サインのイメージ



### 【全般】

#### ① 文字等の表示方法

- 出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。地名、駅名等にはひらがなを併記する。
- 来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- ◎ 英語を併記する場合、英訳できない固有名词にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
- 固有名词のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。
- 書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。
- ◎ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。(254 ページの「文字の大きさの選択の目安」参照)
- 高齢者や弱視者に配慮して、地と文字の色対比に配慮した、太線の大きな文字を用いたサインを見やすい高さに掲出する。(255 ページの「遠くから視認するサインの掲出高さの考え方」参照)

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

【旅客ガ(視覚表示設備)望】  
→ 図 V-2

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## ② 配色

◎安全色（安全に関する意味が与えられている特性を持つ色）に関する色彩はJIS Z 9103による。	【旅客ガ(視覚表示設備)標】
◎高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。	【建築標準(造作・機器)】
○サインの図色と地色の明度の差、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすること等により容易に識別できるものとする。 （256ページの「図色と地色の明度対比イメージ」参照）	【旅客ガ(視覚表示設備)標】
○色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を確保した表示とする。（257ページの「色覚障害者の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」参照）	【旅客ガ(視覚表示設備)標】
○色のみの区別では識別が困難で表示内容が理解できない場合があるため、文字や記号などによる案内の併記、色の名前の併記、異なる模様や線種などの併用といった配慮をすることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】

## ③ サインのデザイン

◎ピクトグラム（案内用図記号）は、JIS Z 8210に示された図記号のほか、知的障害者、子ども、外国人などにもわかりやすいデザインとする。	【旅客ガ(視覚表示設備)標】
○ピクトグラムには文字を併記することが望ましい。	
○サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。	【旅客ガ(視覚表示設備)望】

## 図 V-2 角ゴシック体の書体例

←太いウェイトの書体

細いウェイトの書体 →

出口案内  
出口案内  
Express  
Express

出口案内  
出口案内  
Express  
Express

出口案内  
出口案内  
Express  
Express

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

④ その他

- サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。(261 ページの「輝度からみたサイン器具の考え方」参照)
- 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設けることが望ましい。

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

【公園ガ(掲示板・標識)望】

文字の大きさの選択の目安

- ・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは 20m 以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは 4m~5m 以下、案内サインの見出しなどは 10m 程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるように通常有効な文字の大きさを示している。
- ・遠距離視認用の大きな文字を壁付型などで視点の高さに掲出すれば、弱視者にとっては接近視できるので読みやすい。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

視距離	和文 文字高	英文 文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

- ・なお文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。

→図 V-3

図 V-3 文字高



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## 遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

→図 V-4

- ・移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角（水平からの見上げ角度） $10^{\circ}$ より下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考えるべきで、その通行者より上が遮蔽するものがない見やすい範囲である。
- ・車いす使用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。したがって一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。
- ・図に示すとおり混雑時に前方5mの位置に他の通行者がいると想定すると、車いす使用者が器具天地50cmのサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを2.2m、2.5m、3.0m、4.0mとした場合、それぞれ0.9m、2.0m、3.8m、7.5mとなり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒1.1mとして計算）それぞれ約0.8秒、1.8秒、3.5秒、6.8秒となる。（通常の歩行者では、掲出高さが2.5mの場合は、視認できる距離は約29.8m、視認が可能な時間は約27秒である。）
- ・視認可能時間が短いと見落とす確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
- ・このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定位置から仰角 $10^{\circ}$ より下の範囲内で、極力高くするのが適当である。

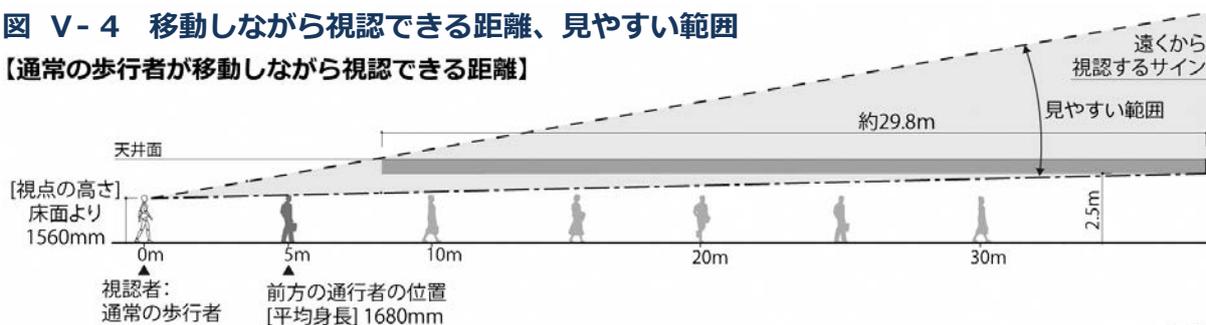
注1) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方約 $8^{\circ}$ と記述している。

注2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994による。車いすの座面高は40cmとした。（以下サイン関連参考図共通）

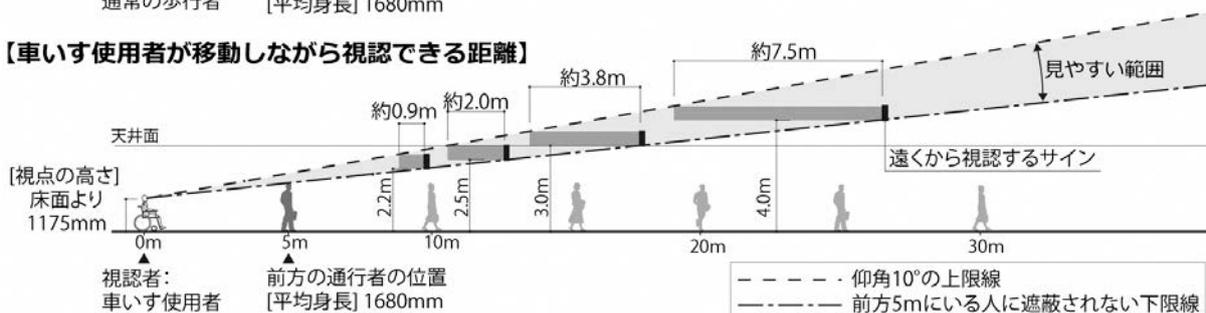
【旅客ガ(視覚表示設備)】

図 V-4 移動しながら視認できる距離、見やすい範囲

【通常の歩行者が移動しながら視認できる距離】



【車いす使用者が移動しながら視認できる距離】





## 色覚障害者の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ

## 色覚障害者の大多数を占める

## 1 型色覚 (P 型) と 2 型色覚 (D 型) の特徴

- ・赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になっている。次図の、黒い実線から右(長波長)側の「赤～緑の領域」で、色の差が小さくなっている。この範囲では点線を中心に左右の色がほぼ対称に見えていて、「赤と緑」「黄色と黄緑」の差が特に小さくなっている。
- ・さらに1型色覚(P型)では、最も長波長側の視物質に変異があるため、赤が暗く感じられる。そのため「濃い赤」はほとんど「黒」に見える(弱視者も同じ傾向がある)。黒背景に赤い文字の電光掲示はほとんど読み取れず、また注意標示や時刻表などの赤が黒と同じに見えてしまう(交通信号機ではこの問題を避けるため、赤信号にはオレンジに近い色を使用している)。
- ・ある色と、それにRGBの赤成分または緑成分を足した色が区別しにくくなる。「紫と青」「緑と茶色」「赤と茶色」などそれぞれの色が同じように見えてしまう。
- ・彩度の低い色どうしも識別が難しく、「水色とピンク」「灰色と淡い水色、淡いピンク、薄緑」などがそれぞれ同じように見える。
- ・鮮やかな蛍光色どうしの見分けも苦手で、「黄色の蛍光ペンと黄緑の蛍光ペン」「水色の蛍光ペンとピンクの蛍光ペン」などがそれぞれほとんど同じ色に見える。
- ・赤と緑の一方の視物質がない分、色の識別において青視物質に依存する度合いが高いため、青色への感度はむしろ高い面がある。「赤と緑」や「黄色と黄緑」はほとんど同じ色に見えるが、「緑と青緑」は全然違う色に見える(交通信号機ではこれを利用して、緑の信号には青味の強い色を使用している)。
- ・色相(色あい)の見分けが苦手な分、明度や彩度の差にはむしろ敏感であり、同系色の明暗の識別には支障は少ない。
- ・ある程度の色は区別できるため、区別できないところにさらに色分けがあるとは考えない傾向がある。そのため色分けがされていること自体に気付かないことがある。
- ・一般の人の色覚に合わせて作られた「色名」(色のカテゴリー)に、色覚障害の人はうまく対応できない。そのため、色名が明記されていないと、たとえ色が違うことが分かってでもそれぞれの色名が分からず、色名を使ったコミュニケーションが困難になる(これに対応して、近年の国産文房具ではペン軸に色名を明記しているものが増えている)。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

→図 V-6

→図 V-7

- ・色覚障害の人が見分けづらい色の組み合わせは、xy 色度図の上でほぼ一直線に並ぶ。この線を混同線という。路線図など多くの色を使用する場合も、それぞれの色の範囲内で混同線に乗らないように色合いを微調整し、明度にも差をつけることによって、色覚障害の人にも区別がしやすくなる（色覚シミュレーションソフト（※）を使うと、同じ混同線に乗る色が1つの色に表示されるので、見分けづらい組み合わせを確認できる）。

→図 V-8

### ※色覚シミュレーションソフトの例（無償）

#### 色のシミュレータ（浅田一憲氏作成（Android・iOS 対応））

（ <https://asada.website/cvsimulator/j/> ）

- ・様々な色覚特性を持つ人の色の見え方を体験するための色覚シミュレーションツールで、スマートフォン等の内蔵カメラから得た画像をリアルタイムに変換し、それぞれの色覚タイプではどのように色が見えるのかをシミュレーションする。

図 V-6 色覚障害者の見え方のシミュレーション

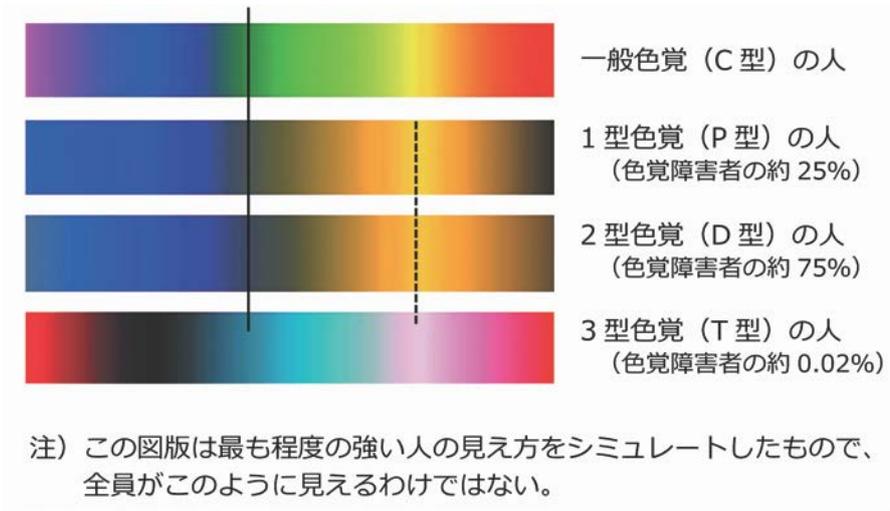


図 V-7 色覚障害者に見分けにくい色のシミュレーション

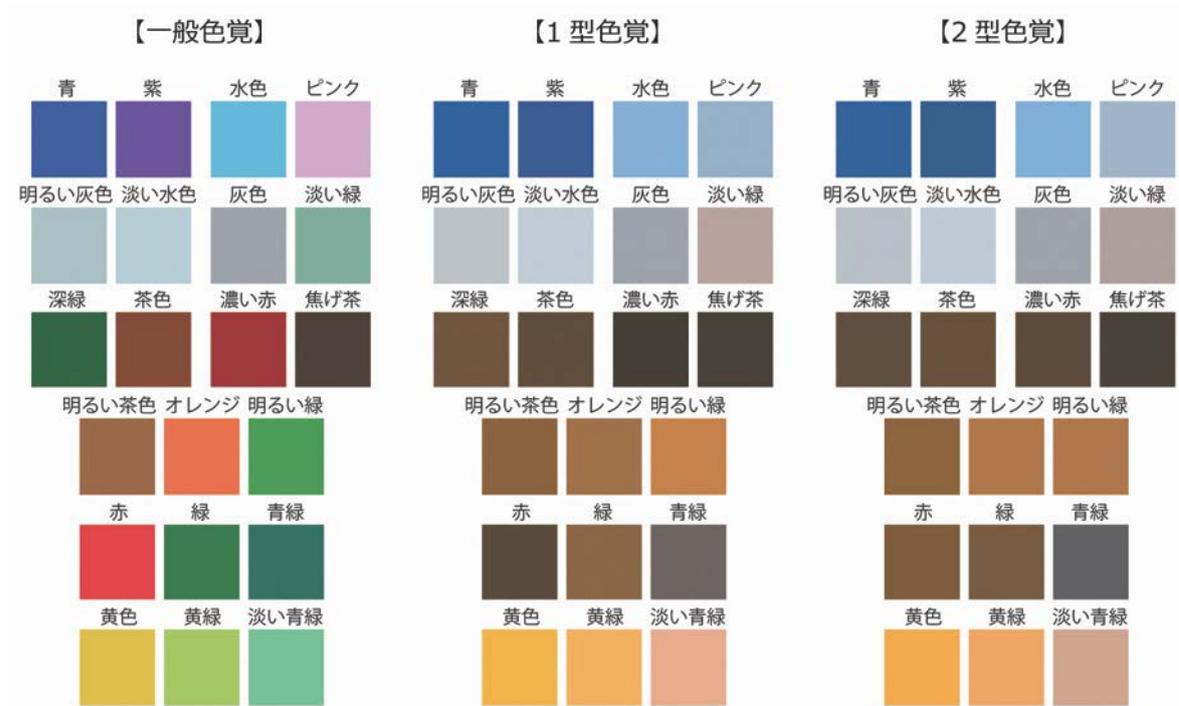


図 V-8 色覚のタイプによって色はどのように見えるか

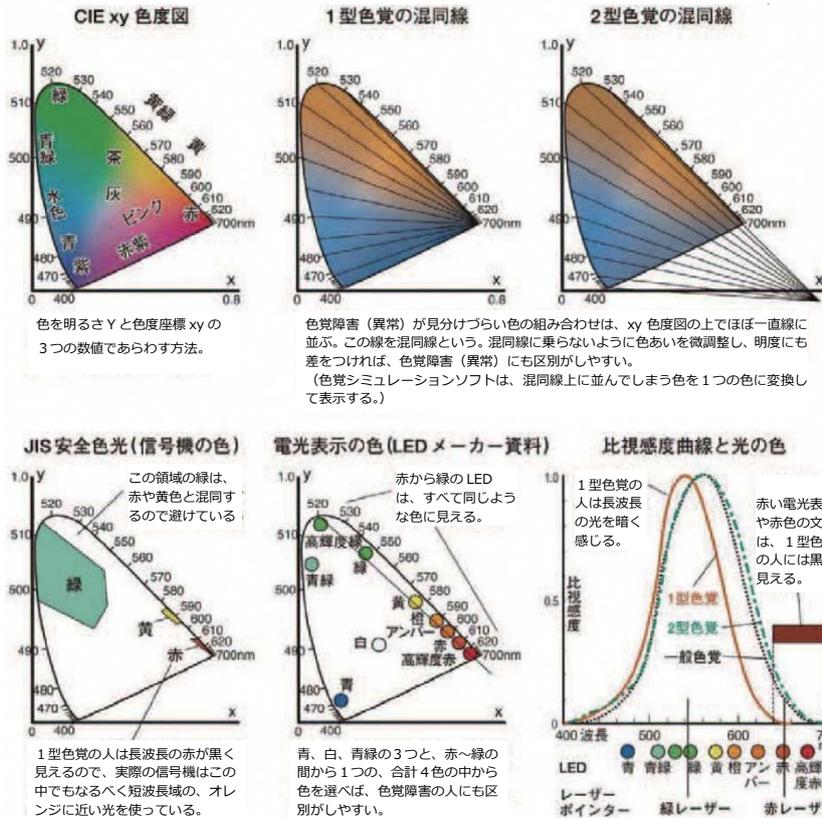
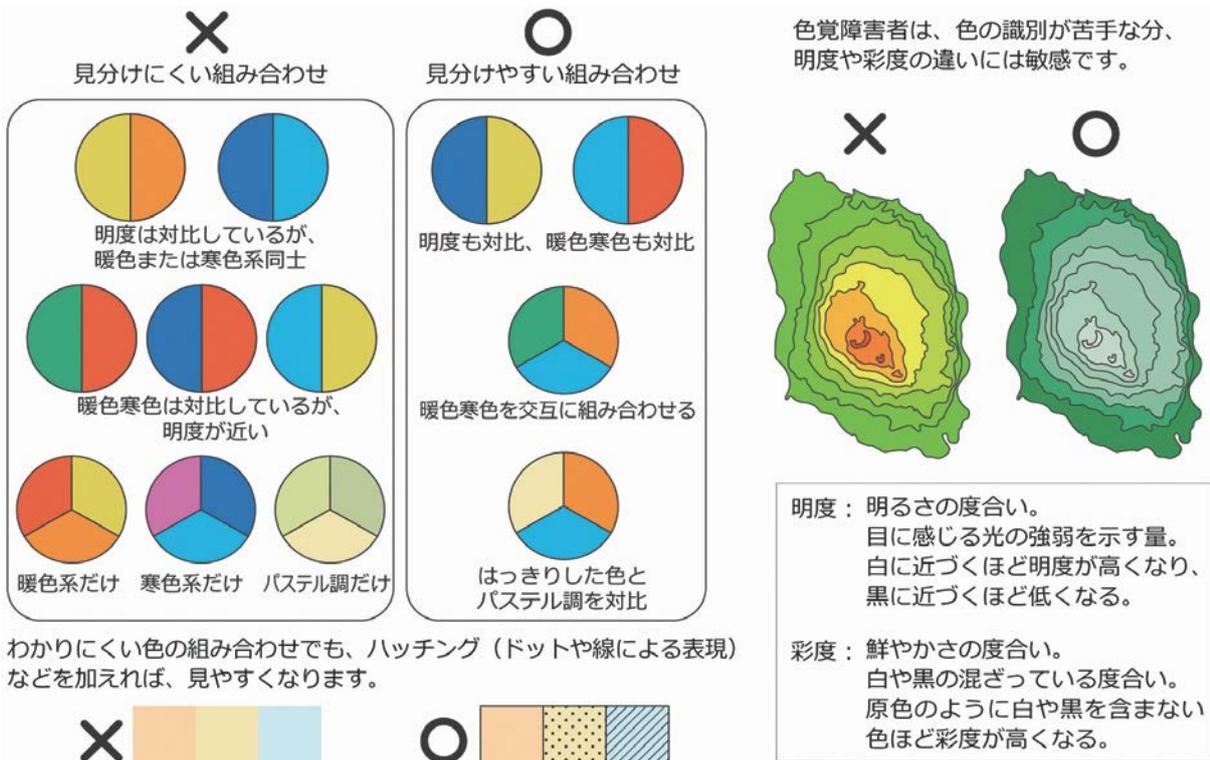


図 V-9 色の組み合わせ



### 輝度からみたサイン器具の考え方

- ・サインの見やすさを保つためには、一定の表示面輝度を確保する必要がある。屋内に設けるサインの表示面輝度は1000cd/m<sup>2</sup>位までは大きいほど文字等が読みやすくなるが、それを超えるとまぶしくて読みづらくなる。なお、LED照明ではこれより低い輝度でまぶしく感じられることがあるため、注意が必要である。
- ・表示面輝度を得る方法に従ってサインの器具を分類すると、照明器具を内蔵した内照式、表示面の外側に照明器具を付設した外照式、室内灯などの一般照明光源を利用した無灯式などに分かれる。
- ・視力が低下する高齢者等も考慮に入れると、一般的には、内照式は遠くから見る場合でも必要な輝度を確保しやすいが、近くから見るとまぶしさを感じやすい。外照式はまぶしさを感じにくい、遠くから見るのに必要な輝度を確保するには内照式の場合より灯具を増やすなどの対策が必要になる。無灯式は採光がある場合は必要な輝度を得やすいが、自然光がないときは一般照明に頼るので輝度不足になりやすい。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

【誘導サイン・位置サイン】

① 表示する情報内容

<p>◎誘導サイン・位置サインは、施設の配置や移動の方向の他、高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、エスカレーター、スロープ、トイレ、駐車施設等）や交通機関における乗り換え経路を表示する。なお、案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p> <p>◎表示する情報内容が多い場合、主要な地点（場所、部屋名）と高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、トイレ等）を優先的に表示する。</p> <p>○移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。</p>	<p>【政令第19条、政令第20条第1項・第2項、市道路条例第30条第1項・第2項、市公園条例第12条第1項・第2項、交通省令第11条第1項】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p>
---	---

② 表示面の向きと掲出高さ

<p>○誘導サイン・位置サインの表示面は、動線と対面する向きに掲出する。</p> <p>◎掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。</p> <p>○動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設けることが望ましい。</p> <p>◎標識が通路に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上2m以上の高さに設置する。</p>	<p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p> <p>【公園ガ(揭示板・標識)標】</p>
--	---

③ 配置位置と配置間隔

<p>◎誘導サインは、必要な情報が連続的に得られるように配置する。(分岐点、階段の上り口・下り口、曲り角)</p> <p>○長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。</p> <p>◎位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。</p>	<p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p>
--	---

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## 【案内サイン】

## ① 表示する情報内容

- ◎施設案内図に表示する情報内容は、高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、エスカレーター、スロープ、トイレ、駐車施設等）のほか必要なものとする。
- ◎公共交通機関の構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。
- ◎工事の実施等により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

【政令第19条・20条第1項】

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【公園ガ(掲示板・標識)望】

## ② 案内図の向き

- 施設案内図、及び表示範囲が徒歩圏程度の施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。
- 表示範囲が広域な施設周辺案内図の図の向きは、地理学式に北を上にして表示することが望ましい。

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

## ③ 表示面の向きと掲出高さ

- 案内サインの表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。
- ◎他の歩行者（特に車いす使用者や視覚障害者）の通行を妨げることのないような位置に設ける。（屋外の場合には、植樹帯の中、沿道の公共施設等の敷地内、歩道の車道側で通行の妨げにならない位置などに設ける。）
- 空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。
- 弱視者に配慮し、近づいて見ることのできる位置、視点の高さに設けることが望ましい。
- ◎施設案内図などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。
- 券売機上部に掲出する運賃表の幅は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【旅客ガ(視覚表示設備)望】  
→図 V-10

【建築標準(造作・機器)】

【旅客ガ(視覚表示設備)標】  
→図 V-11【旅客ガ(視覚表示設備)標】  
→図 V-12

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

④ 配置位置と配置間隔

- ◎施設案内図及び掲示板（主としてイベントの告知等の一時的な情報提供を行うもの）は、出入口付近等からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。
- 大規模な施設では、施設案内図などを繰り返し配置することが望ましい。
- 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設ける交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けることが望ましい。（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備も設けることが望ましい。）

【旅客ガ(視覚表示設備)標】

【旅客ガ(視覚表示設備)望】

【市道路条例第30条第1項・第2項】

情報コーナーの表示

→図 V-10

- ・案内サイン類を集約的に掲出している場所（情報コーナー）を通路の延長方向から見つけやすいように設ける、情報コーナーの位置サインの表示例を示している。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

近くから視認するサインの掲出高さの考え方

→図 V-11

- ・対面するものを見る場合、車いす使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ40cmほど下がっている。
- ・このことから、近くから見るサインを、立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である135cm程度と考えるのが適当である。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

注) 図の通常視野は、日本建築学会編「建築設計資料集成3集」1980(丸善)による。

運賃表の幅寸法限界の考え方

→図 V-12

- ・運賃表の幅寸法は、表示する情報量と必要な文字の大きさの判断に加えて、誤読されない視方角も考慮して設定する必要がある。
- ・利用者は切符を購入する際、金額を未確認のまま券売機に接近しがちなので、この場合運賃表を見る視距離はかなり小さくなる。
- ・視方角の限界を考慮すると、運賃表の幅寸法は、視距離を1mと想定する場合は2m程度以内、また2mと想定する場合は4m程度以内になる。

【旅客ガ(視覚表示設備)】

注) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」1990(日本規格協会)では、監視用グラフィックパネルの鉄労研のデータから、視方角が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくない、と述べている。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 V-10 情報コーナーの表示イメージ

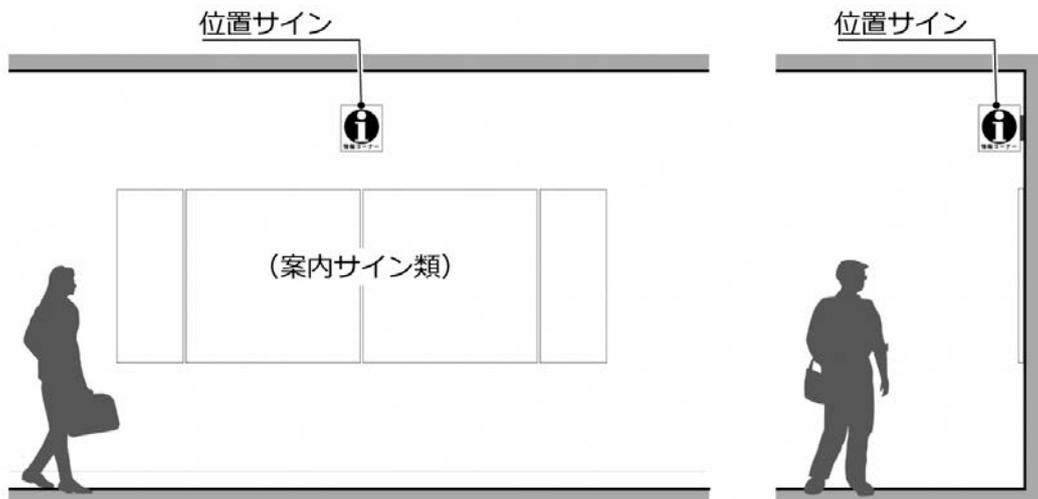


図 V-11 車いす利用者が見やすい範囲

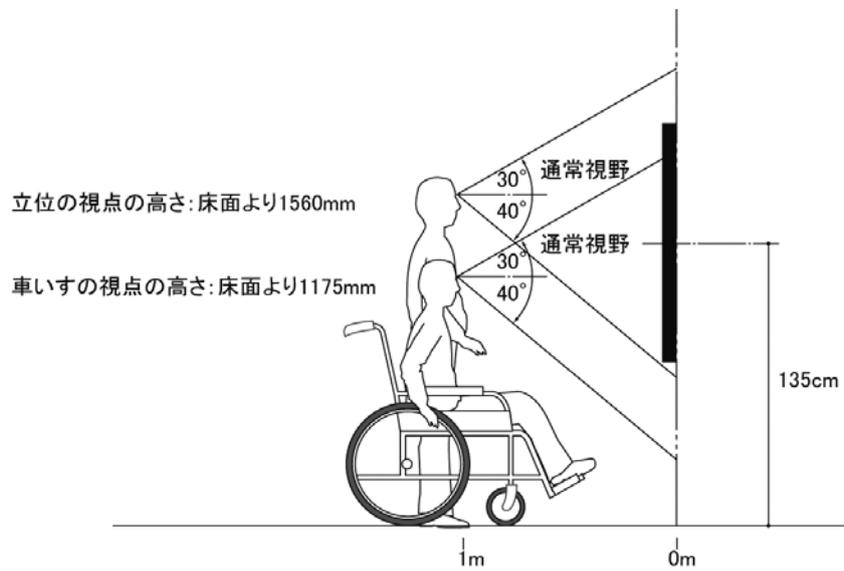
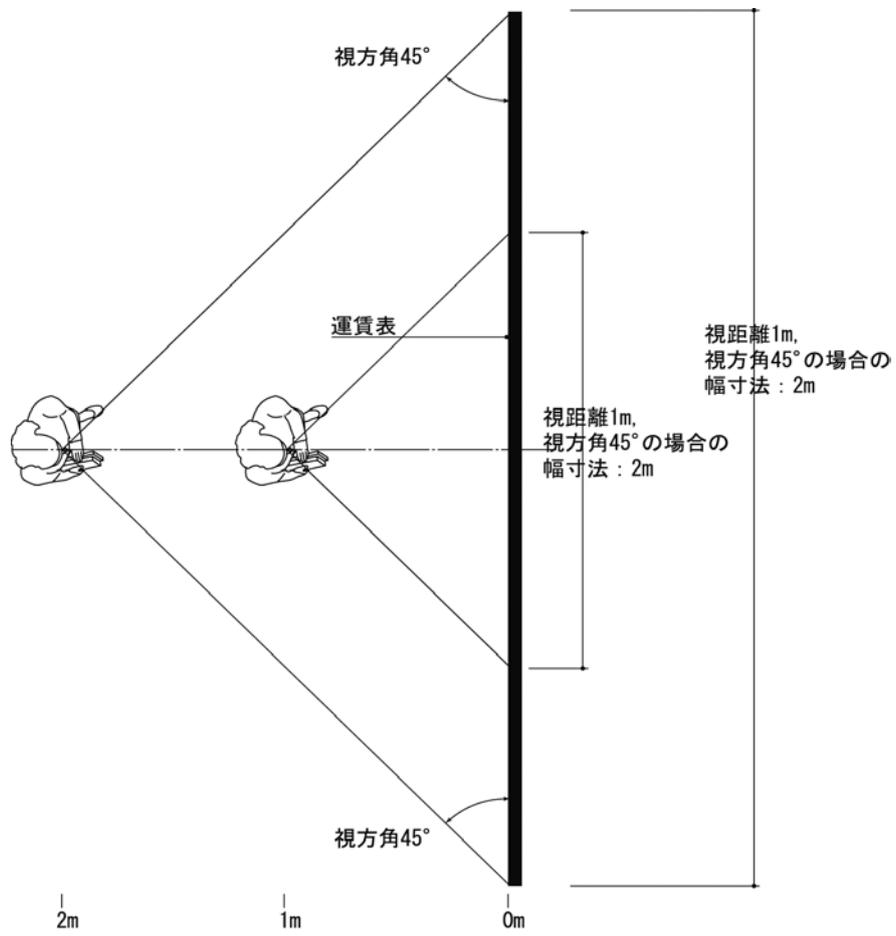


図 V- 12 視方角の限界



## A-2 電光掲示板

### 整備の基本的な考え方

聴覚障害者や聴力の低下した高齢者、また雑踏により放送が聞こえない場合などに配慮し、館内の案内、呼び出し、車両等の運行情報、臨時情報を表示する電光掲示板等を適所に設ける。

<p>① 表示する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報（行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。）とする。</li> <li>○車両等の運行の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合には、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。</li> <li>○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。また、必要に応じて図やイラストを用いて情報を提供する。</li> </ul>	<p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)標】</p>
<p>② 表示方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）や、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。</li> <li>○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプ（点滅灯）を装置に取り付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示すことが望ましい。</li> </ul>	<p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p>
<p>③ 掲出高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電光掲示板等の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一的事であることが望ましい。</li> </ul>	<p>【旅客ガ(視覚表示設備)望】</p>
<p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急避難場所になる公共空間、施設にあつては、放送設備とともに、放送内容を視覚的に表示する電光掲示板などを設けることが望ましい。</li> </ul>	<p>【建築標準(造作・機器)】</p>